

## 研究倫理に関するガイドライン

研究方針の前文では「研究の目的や手段が、社会的な倫理規範に照らして、曇りなきかを常日頃から自らに問わねばならない」とうたっています。

倫理、コンプライアンスについて、世の中の視点や基準はますます厳しくなっており、研究活動や研究成果の発表が正しく評価されるために留意すべき点も複雑多岐にわたってきています。意図せずに倫理、コンプライアンスの基準を外してしまうことにより、厳しい社会的な制裁や名誉棄損などを受けるリスクも見逃せなくなってきています。

これらを避けるために、倫理・コンプライアンス研修を実施していますが、基本的な考え方や取り組みを下記の関連規程に定めていますので、折に触れて各規程の条文をご確認いただきますようお願いいたします。

追手門学院大学研究倫理規程

追手門学院大学利益相反マネジメント規程

追手門学院大学における個人情報の保護に関する規程

研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程

さらに教員や院生の日常の活動において留意すべき点を「研究倫理に関するガイドライン」にまとめました。

### I. 研究活動

#### 1) 研究倫理審査について

・研究活動の開始にあたって、次の項目に該当する場合には本学の研究倫理審査の対象になる場合があります。

- ① インフォームド・コンセントが必要な場合
- ② 研究活動に日常生活の範囲を超える危険性や危害を及ぼす（受ける）可能性がある場合
- ③ 研究対象者に謝金や報酬を支払う場合
- ④ 外部機関から研究倫理審査委員会の承認を受けることを要請されている場合

上記に該当する場合は、研究倫理審査の承認を得た上で研究を進めなければなりません。

・該当するかどうかの確認は、本学 HP（研究・産学官連携）に掲載されている【様式1】研究倫理審査のチェックシートでセルフチェックを行い判断してください。

<https://www.otemon.ac.jp/research/research-support.html>

#### 2) 個人情報の保護

・研究活動においては、個人情報の適正な取り扱いを確保し、本学における人権保障及び個

人の権利利益の保護に努めなければなりません。

・学校法人追手門学院における個人情報の保護に関する規程に、個人情報の扱いなどについて下記の項目が定められています。これらに十分に留意して個人情報を活用した研究を進めて頂きますようお願いいたします。

- ① 利用目的の特定
- ② 利用目的による制限
- ③ 適正な取得及び利用
- ④ 取得に関しての利用目的の本人への通知等
- ⑤ 個人情報取得及び目的外利用の届出
- ⑥ 個人データの適正管理
- ⑦ 個人情報の持出及び複写制限
- ⑧ 共同利用
- ⑨ 第三者提供の制限
- ⑩ 本人からの開示、訂正、追加、削除又は利用停止への対応義務

## II. 研究の成果発表

### 1) 研究成果の発表における留意点

・研究成果の発表においては次の点に留意しなければなりません。

捏造 : 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。

改ざん : 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた成果等を真正でないものに加工すること。

盗用 : 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

二重投稿、自己盗用の禁止

: 他の学術誌などに既存発表又は登校中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

### 2) 引用における留意点

#### 2-1) 引用について

・引用とは、紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物として一部を採録することです。引用にあたって、下記の引用の4原則、引用方法、出典・参考文献の明示などに沿って進めなければなりません。また、引用元の著作物が公になっていない場合は、引用元の著者の許諾が必要となります。

・学内外の著作物や発言から引用する場合に留意すべき点として、組織内資料などで公開されていない著作物を無断で引用すると、当該組織から情報漏洩や情報セキュリティのルー

ル等への違反行為として追及される可能性があり、また、公開の研究発表の場での発言以外を引用すると名誉棄損などで追及される可能性があります。学術論文として相応しい引用元の選定、引用方法にて著作をすすめていただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 2-2) 引用の4原則

### ①引用の必然性

### ②明瞭区分性

自身の文章と引用箇所とが明確に区別されなければなりません。

### ③主従関係

量・質ともに他の文章からの文書表現が「従」の関係であること。

量については、各章において一つの論文からの文書表現が半分以下であること。

### ④出典・参考文献の明示

## 2-2) 引用方法

・本文中の引用方法には主に3つの方法があります。

### ① 直接引用

短文を引用したいときに用いる。

引用した著作物本文の内容は変更しない。

引用部分を「」（かぎカッコ）で括る。

### ② ブロック引用

長文を引用したいときに用いる。

引用した著作物本文の内容は変更しない。

引用部分を、上下を1行開けて、2文字下げで記述する

### ③ 間接引用（要約引用）

短文や長文を、自分で要約して引用する（本文を改変する）。

間接引用の場合は、「」で括らない。

間接引用を行った場合は、出典（誰の、どの本・論文・ネット記事かなど）を明記する。

間接引用の部分と自分が考えて書いた部分が明確に区別できるようにする。

（文末を「・・・とされている。」、文頭に「次のような指摘がある」と記述するなど）

## 2-3) 出典・参考文献の明示

出典の記述方法には2つの方式があります。

### ① バンクーバ方式

引用箇所の直後に引用順に参考文献の番号を上付き文字やカッコ内の数字で示す。

参考文献リストは引用順に並べる。

## ② ハーバード方式

引用箇所直後にその著者名と発表年をカッコ内に書いて示す。

参考文献リストは著者名の五十音順（アルファベット順）・発行年順に並べる。

参考文献リストには、次の4つの文献情報が必要です。

- ① 著者要素 : 著者名、編集者名など
- ② 標題要素 : 論文標題、誌名、書名など
- ③ 出版要素 : 版、出版社、出版年、巻・号・ページなど
- ④ 注記要素 : 媒体、入手方法、入手日付など

## 3) 論文の類似度判定ツールの活用

### 3-1) 導入の目的

- ・インターネットや SNS 等のメディアが普及し、様々な学術研究論文がインターネット上での公開・入手が可能となっています。一方で、「文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動」では毎年「盗用」が研究不正事案として認定されており、チェックの目は厳しくなっています。故意による「盗用」だけでなく、引用の単純ミスやマナーの知識不足などの意図しない理由で、不正と判断される可能性があります。
- ・このような背景から、研究論文などの著作物を公開・発表する前に、既存の学術情報と照合し、不適切な記述を行っていないかを確認したうえで研究成果を公開することが重要になってきています。この確認を効率的に行うことができるツール (iThenticate) を導入しました。

### 3-2) ツールの利用にあたっての留意点

- ・iThenticate は、類似チェックの対象が世界中にある論文データベースとの間でマッチングチェックを行います。論文指導などの為、論文に記載された文章が適法な引用で合っても剽窃であっても、一致した論文として結果を表示します。検知された結果を一つひとつ正しい引用か誤って剽窃をしたものかを判断する必要があります。
- ・iThenticate が参照する論文データは、インターネット上に公開されているデータに限られており、データベース化されていない書籍については比較対象にならず、さらに日本語論文と外国語論文を翻訳しての一致を検知することはできません。

### 3-3) ツール利用の申請手続き

- ・ツールを利用する場合には、コラボフローの iThenticate 利用申請を起案してください。約1週間後に、登録手続きに関する連絡メールが届きますので、3-4) の操作方法に従って手続きを進めてください。
- ・ツール利用資格者は下記のとおりです。
  - 本学の専任教員（本人が申請）
  - 本学の大学院生（指導教員が申請）

研究支援に携わる職員（本人が申請）

### 3-4) ツールの操作方法

・別紙「iThenticate 操作方法について」を参照してください。

### 4) 適切なオーサiership

・論文に記載すべき「著者資格」のことであり、論文著者として名前が掲載されるためには、次の4項目の全てに該当していなければなりません

- ① 研究の着想と企画、データの取得、分析、解釈に実質的な貢献をしている。
- ② 論文の草稿執筆や重要な校閲を行っている。
- ③ 論文の最終版を承認している。
- ④ 論文の正確性や完全性について、説明責任を有することに合意している。

・不適切なオーサiershipとして下記の著者は許容されません。

- ① ゴーストオーサー：著者相当の貢献をしているが、著者になっていない者  
例：教授が論文作成に貢献した大学院生を著者にしない  
論文作成に関連した共同研究先のメンバーを著者にしない
- ② ギフトオーサー：論文の内容を知らない者、論文の内容に合意していない者を著者にすること  
例：親しい者、好都合な者、権威のある者を著者に加える

本マニュアルに関する問い合わせ

追手門学院大学 大学政策部 研究企画課

[rinri@otemon.ac.jp](mailto:rinri@otemon.ac.jp)

以上

作成 2024年4月1日

修正 2024年4月27日